

埼玉県建設工事検査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県の発注する建設工事で農林部、県土整備部、都市整備部及び下水道局の所管に係るもの（以下「工事」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）検査員

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条第1項（下水道局にあっては埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年流域下水道事業管理規程第17号）第164条第1項）の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

（2）工事検査員

検査員のうち、総合技術センター所長が検査の実施を命じる職員をいう。

なお、検査の実施を命じられる職員は、埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第1号）第192条第3項（下水道局にあっては埼玉県下水道局組織規程（平成22年流域下水道事業管理規程第1号）第3条第2項）に規定する主席工事検査員、副主席工事検査員、主任工事検査員等とする。ただし、農林部、県土整備部、都市整備部及び下水道局にあっては、必要に応じてその他総合技術センター所属（下水道局にあっては総合技術センター所長付）の職員に検査の実施を命じることができるものとする。

（3）完成検査

完成した工事について行う検査をいう。

（4）中間検査

工事の施工期間中において行う検査をいう。

（5）部分払検査

工事の既済部分について受注者から部分払検査請求書が提出されたときに行う検査をいう。

（6）決裁権者

埼玉県財務規則第 89 条第 1 項(下水道局にあつては埼玉県流域下水道事業財務規程第 164 条第 1 項)の規定により当該検査に係る支出負担行為についての決裁権者(知事決裁に係るものにあつては、部長とする。)をいう。

(7) 発注課所長

当該検査に係る支出負担行為を行う課所の長をいう。

(検査員の心構え)

第 3 条 検査員は、受発注者の対等性を遵守した上で、公平な態度と判断により、契約の適正な履行を確認するため、厳正に検査を行わなければならない。

(工事検査員の検査対象工事)

第 4 条 工事検査員の検査対象工事は、請負代金額が原則として別表 1 に定める額以上のものとする。ただし、別表 2 の検査を除く。

2 決裁権者及び総合技術センター所長は、緊急その他の事由により必要がある場合は、双方協議の上、前項の定めによらないことができる。

(中間検査、部分払検査)

第 5 条 中間検査は原則として、出来高の割合にかかわらず当該工事の主たる構造物及び基礎等が完成検査時に明視できなくなる部分の検査とする。

なお、請負代金額が 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事にあつては、原則 2 回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。

2 中間検査を省略できる工種は、別表 3 に定めるものとする。

なお、別表 3 に示すもののほか、施工工程上、中間検査の実施が困難となる工種については、中間検査を省略することができるものとする。ただし、工事検査員の検査対象工事については、事前に総合技術センター所長と協議を行うものとする。

3 中間検査において、受注者から部分払の請求があつた場合には、中間検査と部分払検査を同時に行うことができるものとする。

4 中間検査及び部分払検査の実施に当たっては、受注者に必要以上の準備作業を求めないこととする。

(検査員の指定)

第 6 条 決裁権者は、完成検査、中間検査又は部分払検査を行うに当たっては、支出

負担行為決議書により検査員を指定するものとする。

なお、工事検査員の検査対象工事については、「工事検査要綱に基づく工事検査員」と指定することにより、埼玉県財務規則第 89 条第 1 項（下水道局にあつては埼玉県流域下水道事業財務規程第 164 条第 1 項）に規定する検査を行う職員として指定したとみなすものとする。

- 2 検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

（検査員の検査手続）

第 7 条 発注課所長は、受注者から工事の工事完成通知書若しくは部分払検査請求書の提出があったとき、又は中間検査を必要と認めたときは、当該工事を確認の上、前条の指定を受けた検査員に工事の検査を行わせるものとする。

- 2 発注課所長は、工事検査員が工事の検査を行う工事については、事前に工事検査請求書により総合技術センターに工事の検査を請求するものとする。

（工事の履行を確認できない場合の措置）

第 8 条 検査員は、設計図書に定めるところにより工事の履行を確認できないと認めるものについては、工事手直し指示書により発注課所長に手直しを指示しなければならない。

- 2 発注課所長は、検査員から工事手直し指示書を受領したときは、直ちに受注者に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。
- 3 発注課所長は、前項による手直しが完了したときは工事手直し報告書により、検査員に手直しが完了した旨を報告しなければならない。
- 4 検査員は、前項の規定による手直しが完了した旨の報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

（検査結果の報告）

第 9 条 検査員は、中間検査、完成検査又は部分払検査の結果について当該工事を適正と認めたときは、工事検査調書又は工事既済部分認定調書により、決裁権者に報告しなければならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検査員の検査に関し必要な事項は農林部長、

県土整備部長、都市整備部長及び下水道局長が協議して定める。

別表 1 工事検査員の検査対象工事

区分	完成検査	中間検査	部分払検査
農林工事	1,000 万円	1,000 万円	1 億円
土木工事	2,000 万円	4,000 万円	1 億円
建築工事	1,000 万円	4,000 万円	1 億円
設備工事	1,000 万円	2,000 万円	1 億円

別表 2 工事検査員が行う検査から除く検査

- ・ 門扉（水門、樋管等）、橋梁の高欄の工場検査
- ・ P C 桁の工場検査（工場製作のみの場合は別途協議とする）
- ・ 鋼橋の材料検査、原寸検査
- ・ 土工事（築堤、造成等）のみの中間検査
- ・ 土工事（掘削、浚渫、運搬）のみの完成検査
- ・ 仮橋、土留鋼矢板等の損料及びその設置撤去工のみの中間検査
- ・ 鋼矢板打込工（河川護岸、下水立坑等）のみの中間検査
- ・ 植栽工、伐採工のみの完成検査
- ・ 舗装修繕の工事で主に切削オーバーレイ工（パッチングを含む）の完成検査
- ・ モルタル吹付工、法面ネット工の中間検査、完成検査
- ・ マンホール蓋交換工のみの完成検査
- ・ 道路照明灯工、標識工（情報版除く）のみの完成検査
- ・ 防護柵工（転落防止柵含む）、区画線工、視線誘導標工のみの完成検査
- ・ 撤去・解体工（建築構造物除く）のみの完成検査

別表３ 中間検査を省略できる工種

- ・舗装工のうち、オーバーレイ工、切削オーバーレイ工（パッチングを含む）
- ・路上再生工（路上路盤再生工は含まない）
- ・土工（掘削、浚渫、運搬）
- ・植栽工、伐採工
- ・道路照明灯工、標識工
- ・防護柵工（転落防止柵含む）、区画線工、視線誘導標工
- ・撤去・解体工
- ・マンホール蓋交換工
- ・製品の設置のみの工種（遊具、防音壁など）

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年 9 月 1 日から施行する。
- 2 埼玉県建設工事検査要綱（昭和46年 6 月 1 日）及び埼玉県農林部検査要綱（昭和48年 7 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和61年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年10月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。